

平成 19 年度第 17 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 19 年 12 月 26 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第 1 7 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 9 年 1 2 月 2 6 日 (水) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 8 階 8 0 1 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 6 8 号議案 八王子市教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則設定について

第 2 第 6 9 号議案 八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について

第 3 第 7 0 号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則設定について

4 報告事項

八王子市学校適正配置等審議会の中間報告について

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

委 員 長	(1 番委員)	小田原 榮
委 員	(2 番委員)	細 野 助 博
委 員	(3 番委員)	川 上 剋 美
委 員	(4 番委員)	水 崎 知 代
教 育 長	(5 番委員)	石 川 和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 長	石 垣 繁 雄
学 校 教 育 部 参 事	
指 導 室 長 事 務 取 扱 (教 職 員 人 事 ・ 指 導 担 当)	由 井 良 昌
教 育 総 務 課 長	天 野 高 延
学 校 教 育 部 主 幹 (企 画 調 整 担 当)	穂 坂 敏 明
施 設 整 備 課 長	萩 生 田 孝
学 事 課 長	野 村 み ゆ き

学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	海野千細
指導室統括指導主事	朴木一史
生涯学習スポーツ部長	菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当)	峯尾常雄
生涯学習総務課長	米山満明
スポーツ振興課長	遠藤辰雄
学習支援課長	牧野晴信
文化財課長	渡辺徳康
教育総務課主査	山本信男
学事課主査	平塚裕之

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤浩之
教育総務課主任	小林順一
教育総務課主事	石川暢人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員会の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成19年度第17回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 3番 川上剋美委員 を指名いたします。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

小田原委員長 日程第1、第68号議案 八王子市教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則設定について及び日程第2、第69号議案 八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令については、相互に関連しますので、一括議題に供します。

各案について教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 それでは、第68号議案、第69号議案につきまして御説明いたします。

「八王子市教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則設定について」、それから「八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について」ということで、これにつきましては、休息時間の規定整備ということで議案とさせていただきます。詳しくは後藤主査のほうから御説明いたします。

後藤教育総務課主査 ただいま議題となっております第68号議案及び第69号議案の各案について御説明させていただきます。

この各案は、都条例であります「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」が改正されまして、休息時間が廃止されました。八王子市の教育委員会の規則等に規定してございます根拠がなくなったことから、規定の整備を行うものでございます。

まず、都の条例の改正の概要を御説明させていただきたいと思っておりますので、「第68号議案・第69号議案関連資料(説明資料)」というのをごらんいただきたいと思っております。議案とは別の綴りになっていると思っております。

休息時間については、国家公務員について、人事院規則で従前から制定されているものでありますけれども、平成18年7月、民間企業等にその制度がなかなか普及されない等の理由から廃止がされました。これにならしまして、東京都と八王子市についても、休息時間を規定する条例の中の休息時間の規定が廃止されております。具体的には、下のほうに書いてございますけれども、条例第8条に規定されております「休息時間」が削除、というような規定になってございます。

それを踏まえまして、第68号議案の内容について説明させていただきますので、第68号議案関連資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則の第2条第5号に規定してあります「休息時間の規定」を廃止、削除するものでございまして、現行の「第7条」及び「第8条第1項」

を「第7条」というふうに改めます。「休憩時間及び休息时间」を「休憩時間」に、「休息时间」の規定を削除するものであります。また、「第2条第1号」と「第2号」に規定してございます学校保健法施行規則、従前の規定はその法令を規定する法令番号等が規定されておられませんので、ここの機会をもってその法令等を規定する法令番号を新たに加える整備をともに行うものでございます。

続いて、第69号議案になります。第69号議案の関連資料をごらんいただきたいと思います。こちらは、八王子市立学校事案決定規程の別表に規定してございます「休息时间」について削除するものでございます。こちらは、職員の休憩時間及び休息时间に関することを市立学校の校長の権限として規定しているわけですが、そちらの根拠となるものが廃止されるものですから、「休憩時間及び休息时间」を「休憩時間」というふうに改めるものでございます。私からは以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。各案につきまして御質疑、御意見等ございませんか。

後藤教育総務課主査 申しわけございません。1点漏れてしまいましたけれども、こちらの両議案とも、施行期日は、平成20年1月1日からの施行としたいと思っております。

小田原委員長 いかがですか。

両議案は、東京都の条例に準ずる八王子市の規則の一部改正と規程の一部改正が、2つあるということですね。それに加えて、68号議案の場合には、学校保健法と施行規則に括弧付けが加わった。何かどさくさに紛れてという感じもしないわけではないんですけども、そういうことであるならば、69号議案のところの「教頭」はどうなんだろう。これは「教頭」のままでいいんですか。

後藤教育総務課主査 はい。

細野委員 判断するとき、現場のほうでは、これに対してどのような意見を持っているか、それは事前に聞いてありますか。

天野教育総務課長 これにつきましては聞いてあります。実際に、こういう十分な御説明をして、理解をしていただいております。

小田原委員長 それで、意見はどうかというふうに聞いているんですけども。

天野教育総務課長 休息時間の廃止につきましては、実際、特にこれについて支障があるということもありませんし、特に御意見というものはありませんでした。

小田原委員長 あとは、勤務の割り振りのところで、混乱はありませんか。

天野教育総務課長 現状としては特にありません。

小田原委員長 ありませんか。本当ですか。

天野教育総務課長 はい、ありません。

小田原委員長 これ、本当に大丈夫ですかね。というのは、今までは45分の休憩時間をどこに置いていたかということなんです。

天野教育総務課長 個々の学校によってこの時間帯は異なるんですけども、現状も45分と

いうことで規定をしておりますし、その中でやってきたということがございます。

小田原委員長 私が心配しているのは、真ん中に置いてあればいいですよ。真ん中に置いてある学校は休憩時間がなくなっただって問題ないと思うんです。ところが、尻尾に置いてある学校があるとすれば、その15分を一番最後に置いて、この休憩時間を勤務時間の途中に置くというのをクリアしていたんだけど、休憩時間がなくなったら、そういう学校というのは問題になりませんか。

天野教育総務課長 今まで、学校職場において、休憩時間を特に終わりにもってきているところはあります。ですから、変わりはありません。

小田原委員長 それは、指導室のほうも大丈夫ですね。勤務の割り振りで休憩時間を一番後ろに置いてある学校はないですね。

由井学校教育部参事 ありません。

小田原委員長 特に問題ないということです。

細野委員 都の教育委員会もそれでいっているわけですね。国家公務員のほうもそうだと。

小田原委員長 僕はいろいろな意見があったとは思っただけだけど、八王子においては特になかったということです。

天野教育総務課長 はい、ありません。

石垣学校教育部長 この件については、各学校、それから出先機関が問題になるわけございまして、そういう点については、私どものほうも事前に意見を聞くという期間を設けました。そういう中で意見等は一切出てこなかったということで、私のほうは問題ないということで理解しております。

小田原委員長 私が心配しているのは、学校現場が勤務の割り振りをするときになんかという話で、潜っちゃう話が起こるんじゃないかということをお心配しているわけ。

石垣学校教育部長 その部分は、私ども先ほど教育総務課長のほうから話があったと思います。

小田原委員長 そこで、大丈夫だということで確認がとれましたのでね。

石川教育長 給食指導があるから、昼休みはとってないんじゃないかな。

小田原委員長 教育総務課長あるいは学校教育部長はそういうふうにお答えしてもいい立場ですからそれでいいんだけど、指導室というのは、現場を把握していて、その上で「大丈夫ですね」と聞いたときに「大丈夫だ」というから、教育総務課長も学校教育部長も「そういうことはありません」と言うわけだね。今の中学校、小学校はどうか、まあ、少なくとも中学校では、休憩時間を真ん中に持ってきている学校が多いと思います。小学校は、真ん中に持ってきている学校は、むしろ私は少ないと見ている。ということは、小学校なんかでは、一番尻尾に休憩時間を15分置いてあるんですよ。そういう学校が多くないのかと聞いたら、そういう学校はないというものだから、安心していいだろうということね。それを潜らせないようにしてほしいということですね。今のことが特に問題なかったということであれば、意見がなかったということであれば、いいんですけども。

天野教育総務課長 はい。特に聞いた中では意見はありませんでした。

小田原委員長 では、よろしゅうございますか。特に御意見ないということで、第68号議案、第69号議案は、このとおり決定するということにいたします。

小田原委員長 次に、日程第3、第70号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 第70号議案でございます。学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則設定ということでございまして、学校教育法等の改正で、文言整理という形で上程したものでございます。説明につきましては、後藤主査のほうからさせていただきます。

後藤教育総務課主査 では、第70号議案について説明をさせていただきます。本議案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条文が新設または削除等されることから、八王子市の教育委員会規則の、学校教育法の条文を引用する部分の規定の整備を行うものでございます。それでは、70号議案の説明資料をごらんいただきたいと思います。

学校教育法等の一部を改正する法律の概要についてお話をさせていただきます。教育基本法の改正等を踏まえまして、学校の教育の充実を図るため、義務教育の目標や目的を見直す等の改正がされたところでございます。これに伴いまして新設、削除等の条文があったことから、学校教育法の具体的な例を挙げますと、「小学校の就学義務」が「第22条」から「第17条」、「中学校の就学義務」が「第39条」から同じく「第17条」と、その資料の下段のほうをごらんいただければと思いますが、各条の変更がされております。これを踏まえまして、教育委員会規則の学校教育法の条文を引用する部分の改正を行うものでございます。

それでは、第70号議案の関連資料ということで、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。議案の2枚目になっているところです。

まず、八王子市の教育委員会規則で学校教育法の条文を引用している規則が3つほどございます。八王子市立学校の管理運営に関する規則、八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則、また八王子市図書館条例施行規則の3つの規則について条文引用がございますので、その条文を改正するものでございます。具体的には、管理運営規則については「第28条」を「第37条」に、「第40条」を「第49条」に。第7条についても、同じく「第28条」を「第37条」、「第40条」を「第49条」と。13条についても、同じく「第28条」を「第37条」、「第40条」を「第49条」に。小学校及び中学校の指定に関する規則については、「第75条」を「第81条」に、図書館条例施行規則については「第23条」を「第18条」という各条文の規定を整備するものでございます。こちらの施行については、12月26日ということで規則改正をしたいと思っております。以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。本案について、御意見、御質問はございませんか。

こういうのは、自動的に数字が動いていくということで、議案にしなくてもいいという規定とかはないんですか。

天野教育総務課長 規則改正にかかわることですので、ここで御議論いただかないと改正はできません。

小田原委員長 ということでございます。よろしいですか。

では、特にないようでございますので、第70号議案につきましても、提案されたとおり決定することにいたしました。

議案は以上でございますが、続いて報告となりますけれども、よろしいですか。

小田原委員長 では、続いて報告事項となります。

学事課からまず報告願います。

海野学校教育部主幹 それでは、八王子市学校適正配置等審議会の中間報告がまとまりましたので御報告いたします。

お手元の中間報告をごらんください。2枚目の目次をごらんください。大きく、本文と資料編というふうになっています。前半35ページまでが本文になっておりまして、37ページからが資料編ということになっております。まず、本文のほうですけれども、3章から成っております。第1章が「市立学校の現状と将来予測」ということで、児童・生徒数の推計、あるいは学校規模等の予測をしましたデータが中心にまとめられております。それから、第2章が「適正配置・適正規模についての基本的な考え方」をまとめたもので、「諮問にあたって」という5つの項目について、それぞれ現状と課題、基本的な考え方、今後の方向性について審議してきた内容をまとめたものです。第3章が「実現のための具体的な方策」ということで、実際に教育的環境を整備・充実していくにあたり、具体的な方策について検討・整理した部分でございます。資料につきましては、諮問文を初め八王子市の教育目標、あるいは小・中学校の現況、児童・生徒数の推移、学校選択制の状況等が収録されております。一応、中間報告の概要については以上です。

今後の予定ですけれども、この後、市民に意見を求める期間ということで、1月1日から1月31日まで、各市民事務所、図書館、学事課等で御希望の方に配布するというふうな形をとる予定です。周知につきましては、広報、ホームページ等で周知をいたします。1月31日までの意見を求める期間が終わりました後、御意見をさらにこの報告の中に反映させる形をとりまして、最終答申を2月中にまとめられればというふうに考えております。その後、改めて答申の提出を3月中にということで考えております。説明は以上です。

小田原委員長 学事課からの説明は終わりました。本案について御質疑ございませんか。

細野委員 市民に公表する前に、これを最終原案とするんですか。

海野学校教育部主幹 はい。最終原案というか、中間報告の最終原案です。

細野委員 中間報告の最終文案ですか。

海野学校教育部主幹 はい。そう考えております。

細野委員 ちょっと読ませてほしいんですよ。修正することがあったら修正していいのかな。

海野学校教育部主幹 これは審議会のほうでまとめたものですので、修正ということはできないというふうに考えております。

細野委員 なるほど、これは審議会の御意見だと。ということは、パブリックコメントをもらった後で、教育委員会として最終審議をするということですね。

海野学校教育部主幹 一応、答申そのものは審議会のほうがまとめる形になります。それを受けて、教育委員会のほうで今後どのような方針で教育環境を整えていくかということ、改めて基本方針を取りまとめることになります。

小田原委員長 細野委員の質問は、これが最終案かというふうに聞いているわけだから、最終案だと。教育委員会としてここに報告したのは、どういう意図があって出したかということ、言えればいいんじゃないですか。

石川教育長 最終案じゃないんじゃないの。中間まとめですよ。

小田原委員長 教育委員会のここでの御意見があれば、それも審議会に持ち帰る、そういう場であるというふうに御理解していいわけでしょう。パブリックコメントも1月1日から31日まで置くということだから、そこで出た意見も審議会にまた諮っていくということ。

海野学校教育部主幹 その中で反映させていくと。

石川教育長 これを修正することはできないけれども、意見として申し上げることはできる。

小田原委員長 だから、ぜひここで御意見をいただきたいということだよ。

海野学校教育部主幹 はい。

小田原委員長 前回の定例会終了後の懇談のときにこの資料は提出されたわけだけれども、なおここでさらに読んでいただいて御意見をいただきたいということです。

細野委員 今、読まなければいけないんですね。

小田原委員長 1月31日まででいいんでしょう。

細野委員 じゃ、市民の人と一緒にいいんですね。

石川教育長 いや、そこまでの間にまた教育委員会もありますから、その場で言ったっていいわけですよ。あるいは、一市民として言ったっていいわけですよ。

海野学校教育部主幹 1月16日に教育委員会がありますから、そのときでもよろしいかと思えます。

細野委員 じゃ、1月ということ。

小田原委員長 私としては、1月1日から31日まで1カ月ということなんだけれども、その間、海野主幹のお話のような形での意見聴取というか、意見を募るということで、十分意見がパブリックコメントになり得るのか、そこらへんは大丈夫ですか。

海野学校教育部主幹 どの程度集まるかということについては少し危惧しているところもありまして、できるだけ周知をしまして御意見を募ろうというふうには考えているところです。

小田原委員長 僕が心配するのは、1カ月という期間を設けても、あまり知らないで終わっち

やって、いざこういうのが最終答申として出てきて、私たちがそれを受け入れて、こうしましょうとなったときに、どこで決まったんだとかというような話が出てくる心配があるものですから、校長会なり、あるいは何か意見聴取の機会を設けるとか、各団体から聞く必要があるのかというようなことについては、どうでしょうね。

海野学校教育部主幹　　とりあえず、意見を聞く時間を設けるかどうかということころは、ちょっと検討しているんですが、校長会等には、改めて周知のほうはするつもりです。

小田原委員長　　審議会のメンバーが35ページに出ているんだけど、それぞれのところの意見を十分吸い上げているというふうに言えれば十分だとなるでしょうけれども、そこらへんの判断、また考えていただければというふうに思います。

石垣学校教育部長　　パブリックコメントをやってどのくらいの意見が、反応があるかという部分ですけども、ほかの事例を見た場合に、20件程度というのが今のところ大体の相場かなと。20件から30件くらいでしょうか。例えば、環境基本計画をやったときにものすごい反応があったんですね。それは、やり方として、今、委員長からお話があったようなことをまた別にやっている部分があったんです。そういう特定の幾つかの関係すると思われる団体に対して意見を聞いた。そうしますと、いろんな意見がいろんな角度から来るということは確かでございますので、そこらへんのところは考えていかなければいけないことかなと思っております。とりあえずは、パブリックコメントを広報によってやっていきたいなと。あるいはホームページでやっていきたいなと思っておりますけれども、ほかの仕掛けについても、委員長からお話があったような部分もございますので、やっていく必要があるかなとは思っております。以上でございます。

小田原委員長　　いかがですか。

水崎委員　　こういう内容を審議会でやっているということ知らない市民、保護者が正直多いんじゃないかと思うんですね。今、皆さんがおっしゃったように、こういうことをやっているんだ、ぜひみんな意識を持って意見を出してほしいという、やはり全員でこういうものに目を向けるという姿勢が大事かなと思うんですね。目を向けて意見がなければ、それはそれでいいかとは思いますが、どんなことも、こういう会議で決定した後で、ああだった、こうだったという意見が出てくるんですね。それはとても残念なことだと思うんです。ここに代表の方がメンバーで出ていらっしゃいますよね。そういう方たちが各団体へ持って帰って、もう一度みんなも一緒に考えてほしいということで、校長会もPTA連合会も一般公募も自分たちのところで、もう一度見直そうという姿勢は、みんなで持ちたいなという気がするんですね。これは結構大きな問題だと思うんです。とても奥の深い、小・中一貫なり、学校選択制なり、いろんな問題が絡んでの適正配置の問題だと思うんです。だから、ぜひみんなが意識を持って真剣に考えて、子どもたちのためにはどれがいいんだろうということを全員で考え、意見をもらえたらなと、そんな気がいたします。よろしくお願いします。

細野委員　　僕は何回もこれは言っているんだけど、何のために適正配置、適正規模というものの審議会を開くのか、目的がここには書いてないんですよ。まず第一、どういう意味

合いでこれをやるのか。それから、適正配置、適正規模、どちらを動かすほうが政策コストとしては低いのかとか、いろいろ地域においてももちろん違うと思う。配置を変えたほうがいいのか、それとも規模というやつを変えたらいいのか、同一にしたらいいのか、そういう話もあるわけです。本当に適正配置、適正規模で、いわゆる学校区の構成というやつを図りながら現実合うように、しかし、制度的にはいろいろあるから、それは選択制という形で1割とかちょっとくらい微調整しましょう、それもあってもいいと思う。そういう現状を踏まえた形で、これを書いたのか、僕はそれが知りたいんですよ。なぜ、第1章で現状があって、第2章でいきなり適正配置・適正規模についての基本的な考え方となるのか。どういう理念でこれを書くわけですか。そもそも、何のためにこれをやろうとしているのか。

海野学校教育部主幹 何のためと申しますと、39ページを見ていただきますと、教育委員会が審議会に適正配置についての諮問をしているわけですね。その中で、適正配置・適正規模の基本的な考え方や実現のための具体的な方策について審議をしてほしいと投げかけている。その次のページに、「諮問にあたって」ということで、これまでの教育環境に関するさまざまな課題等を整理して、その5つの項目について検討・協議をしてほしいというふうな依頼を受けて、審議会が審議をしているというふうに認識しております。

細野委員 だから、その諮問のところに「適正な教育環境」と書いてあるでしょう。適正な教育環境というのは、この審議会ではこういうふうに考えるのかと。「充実した学校教育」というのを実施するためにはどういうことをやるのかと。「充実した学校教育」とはどういう定義なのか。そういうものをこの答申の中に入れてほしいわけ。それはどこにあるんですか。

平塚学事課主査 7ページの第2章の冒頭の1の(1)学校規模による長所、短所及び課題の冒頭の部分のところで触れています。読み上げますと「特に子どもたちにとって望ましい教育環境を考える上で大切なのは、集団の中で他人との交流を通して学び、多様な個性とふれあい、お互いの個性の違いを認め合いながら豊かな個性を育むことや習熟度別学習をはじめとする個に応じた指導の充実等、多様な教育を進めることがあげられる」、この部分について、教育環境として好ましいという部分で、審議会の考え方をまとめております。

細野委員 では、「充実した学校教育の実施」というのはどこに書いてあるんですか。

平塚学事課主査 この文章の最後「そのためには、学校の一定規模を確保し、維持していくことが必要である」ということで、そのために一定規模を確保し維持していくことで充実した学校教育に資するという考え方だというふうに思います。

小田原委員長 どうですか。

細野委員 41ページのところに、5つの検討すべき項目が書いてあるわけですがけれども。

小田原委員長 海野主幹はこの5つの検討すべき項目をここに出したときにいましたか。

海野学校教育部主幹 諮問を出している時点ではここにはいないんです。

小田原委員長 だから、その時点から説明していかなければいけないんですよ。この委員会で5点についてまとめたわけですよ。それで、審議会を設置して、これに投げかけますよということはこの委員会で決めたわけでしょう。それについて、頭の「はじめに」のところにそこ

の説明がないから細野委員の質問がもう一回出てくるわけです。今の具体的には、「一定の教育環境を整える必要がある」の「一定の教育環境」というのはどういうことなのか、具体的にはどうなるかという、そのことはどこにあるのかということをお聞きしているわけだから、そこを順序だてて説明すれば、今の話はもうちょっと流れよく進行していきんだらうと思いますけれども。説明をやっぱり求めますか。

細野委員　だから、委員長が言ったように、「はじめに」というのをつくって、この答申については、こういう形の構成でこう書いてありますというのがなければだめなんです。いきなり2章でどうのこうのじゃなくて、2章に書いてありますけれども、「一方、児童・生徒一人ひとりを把握しやすいことやきめ細やかな指導などを考えると、小規模校の利点も認められる」と。これって本当にそうなんですか。だって、下のほうにはそういうことは書いてないじゃないですか。

海野学校教育部主幹　次のページの「小規模校の長所・短所」というところを見ていただくと、「小規模校に関する長所」という部分で、学習・生活面、教育指導面、学校運営面といったところで整理してきているわけです。

細野委員　これは前回も言ったと思うけれども、学校の規模とクラスの規模というのを曖昧にしているから、こういう話になるんじゃないのかな。大規模校であろうと、クラスの規模がある程度一定の適正規模であれば、望ましい教育環境に近いといえるわけでしょう。そこで、何も小規模校だからどうのこうのっていう話はないんじゃないの。だって、課題の中に書いてあるじゃないですか。小規模校になれば教員等が少なくなるから、ひょっとすると1人で見る児童・生徒の数が多くなるかもしれない。その可能性だってあるわけでしょう。

平塚学事課主査　この第2章の、学校規模による基本的な考え方のベースになるものは、規模によってそれぞれ長所・短所があるよと。例えば小規模でも長所・短所があるよというのは、前回の審議会の考え方も踏襲しているんですが、8ページにまとめております。これについては、学習生活面や教育指導面、さまざまな分野で規模というのは基本的にいろんな考え方が出てくると思いますし、また、これを例えば市民が読んだときにも、このへんのとらえ方はそれぞれまちまちだと思われま。その中で長所・短所はメリット・デメリットという両面性ですので、それは出しておいた上で、課題を、小規模校の課題ということで、長所・短所と課題は違うんだというようなことを明確にしてつくっているような状況です。

細野委員　だから、それはいいんだけど、小規模というときに、学校の規模で考えるのか、それとも1クラスあたりの児童・生徒数として考えるのか、そこをちゃんと切り分けることができるかという話なんです。

平塚学事課主査　基本的には両方の要素があると思うんですけど、基本的にはここで児童数、学級数を論議した場合については、1学級の学級が今40人なんです、それが少人数というような動きもある中で、1学級30人制の議論とかが入ってしまいますと、またそこで多様な理論を展開しなければいけないということなので、ここでは主に学級数をベースとしてまとめてあります。

細野委員 だから、それは切り分けてあると今、言えるわけですね。

平塚学事課主査 はい。

海野学校教育部主幹 あと、学年というのにかなり注目をしたということがあります。

小田原委員長 学年というのに注目したのはどこに出てくるんですか。そこまでは述べてないんじゃないかな。

平塚学事課主査 9ページです。

海野学校教育部主幹 一つの視点として設けています。

小田原委員長 細野委員が言っているのは、1学級規模は21人なのか40人なのか。28人なのか30人なのか。その適正はどこなのかと。それから学級数を、40人の何学級なのか、20何人の何学級なのかという、そういう話が交錯した形で示されないと、12学級でいいふうにはならないわけだ。これは皆さんも既に承知のことだと思うけど、そこを言っているんじゃないのかな。そういうところについて、この本文が成り立っているのかということ、そこまでは踏み込んでない。

海野学校教育部主幹 逆に踏み込むことが、かえって論議が複雑になって、かなり難しくなるであろう。要するに、30人学級にするか40人学級にするかというあたりも含めて議論展開していくと、かなり政策的な部分もありますし。

細野委員 だから、教育効果を後々は高めるんだよ。だから、教育効果を高めるためには、大規模にして、しかも1クラス当たりの児童・生徒数を本当にぎりぎりのところまで切りましよう。小さくすると。そういう戦略をとるために、この諮問委員会というのがあるんだよ。できたら、もうちょっと踏み込めば、通常の人員がいたら、教員を返すのではなくて、それを大規模校になった学校にどんどんその教員をよこして、1人当たりの教員が受け持つ児童・生徒の数というやつを本当にぎりぎりのところまで下げることができるのなら、そうしたら、ここに書いてあるように「きめ細やかな指導ができる」ということができるわけでしょう。これはわかるよね。私は、その話をしているわけ。

平塚学事課主査 すみません。1点、先の話だったんですけども、戻りまして、先ほどの学級の人数と学級数の関係については、2学級を維持していても20人、21人というのが今の学級編制上最低の条件です。一方で、1学級で30人、35人というのがありますので、現状の学級編制上ではそこで逆転現象が出てしまいますので、学級数と1学級内の人数をあわせた理論展開はできないというふうに考えております。それがまず1点目です。

細野委員 できない。

平塚学事課主査 しにくいということです。

細野委員 しにくいというのはどうしてですか。

平塚学事課主査 条件が提示できない、条件を定義しづらいというふうに考えます。

小田原委員長 これはもうちょっと材料を出して説明しないといけないと思うんですよ。教員の問題にもいきますからね。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、標準法と書いていますけれども、この法律の中で1学級は40名、その

学級数に応じて教員を配置するというふうに法律で決まっているんですね。だから、それが一つまず前提にあって、皆さんの中にそれは変えられないというのがあるわけだよね。

それから、望ましい学級数を12学級とするというふうにするのもいいんだけど、42人になったら21人に学級を割らなきゃいけない。そうすると2学級になっちゃうからと、さっきの話だよね。そうすると、学級数が多くても児童・生徒数が少ないことになる。

細野委員 少なくできるんでしょう。

小田原委員長 大型化したときに、学級数は少ないというふうになっちゃうんですよ。大型化した場合に、小規模校よりも大規模校のほうが学級数が少ないということが起こり得る。さっき言ったのは、そういうことだよね。

細野委員 例えば1学年30人のAという小規模校があると。それで、1学年12人のBという小規模校があった。一緒にすると、合計すると42人になるでしょう。そうしたら、42人だと、2クラスつくらなければだめでしょう。教員数は2名、そのまま残ってくれるわけでしょう。かつ、1人当たりの教員の児童・生徒数の受け持つ数は21人になりますね。こういう計算が成り立つわけでしょう。おかしくないですよ。その話をしているわけ。教員数を減らさないで、かつ1人当たりの教員が持つ児童・生徒数を少なくするような方策をこの中で考えられないのか。要するに、さっき言ったように少人数教育のメリットがあるから。それと大規模校とは全く関係ないわけ。だって、統合したら大規模校になる。1クラスだったやつが2クラスになるとか、前よりは大規模学校になるわけでしょう。大きな学校になるわけだよね。その話。そういう方策がこの中にちゃんと入っているのかどうなのかということをお願いしたいわけ。

平塚学事課主査 もう一点、今の考え方の補足として、例えばここでは2学級を維持と言っていますので、2学級となりますと、最少の人数というのが41名になります。学校全体で見ますと、小学校であれば246名が最少の人数となりますが、例えば学級数と児童・生徒数を併記した考え方も考えたんですけども、その場合ですと、最少的な部分として2学級、または246名というのが一つの基準になると思います。

細野委員 というと1学年41名というやつだな。

平塚学事課主査 1学年41名、それが2学級維持できる最低の数ということになります。ただ、その場合ですと、41名というのが最低とした場合には、1学級が20名と21名になりますので、そうしますと、例えば男女比を考えますと、各10名に満たないようなことになってしまう。

細野委員 男女比どのようの、そういう細かい話じゃないんですよ。今、男女は関係ないでしょう。

平塚学事課主査 一つの考え方です。

細野委員 そういう話じゃないんですよ。

平塚学事課主査 1学級をグループ活動としてグループ分けをして様々な教育活動をするときに、果たして20人程度が好ましいのかどうかといいますと、それよりも少ないという議論も

出てきました。そうしますと、そこでは児童・生徒数を併記することについては、まとめ考え方として適当じゃないという判断をしたということです。

小田原委員長　ここで言っているのは、適正規模を論じることの難しさを認識したと、たぶんその話だろうと思うんですよ。だけど、細野委員が言っているのは、難しいとしても、八王子としての学級規模とか児童・生徒数というのは、これくらいがいいんだと、最大教員を確保できるんだと、そこまで踏み込めるんじゃないかということを言っているわけ。そこまで審議会としては言うべきじゃないかと。それが法律と八王子の財政事情とを考慮して解決できるものなのかどうかというのは、それは我々が考えなければいけない、そういう話になるだろうと思うんだよね。

細野委員がたぶん言っているのは、いろいろ考えた結果、八王子の今の統廃合とか何とかで大規模校をつくっていったときに、余剰教員が出てくる。そうすると、法律の上では、それを外へ出さなければいけないんだけど、だけれどもそれをせっき余ったわけだから八王子が抱えて、それをどこどこに配置したほうがいいということであれば、それをやったらいいかがですかということも考えられるんじゃないか。そういうのをここで示してくれると、私たちとしては助かるというのか、ありがたいというのがその趣旨だと思いますよ。そこが入っているかどうかという、そういうことをお尋ねしていると思うんですよ。入ってなければ、細野委員としては、それを入れろという話になるのかな。どうでしょう。

平塚学事課主査　一つは、この諮問をつくる際に、事務局のレベルで議論した段階では、5つの柱に加えて、人的マネジメントを入れるというような議論も上がったんですが、人的なマネジメントの部分については、やはり東京都の権限の部分ですので、それを削除した経過がございます。これは、定例会の中で「諮問にあたって」を御審議していただいたときに、そこまで報告したかどうか、ちょっと私は覚えていないんですが、そういった経過がある中で、今回、全体の中では、諮問の5つの柱に沿ってというのが、審議会上、それを超えてはなかなか審議できないという部分がありましたので、人的な部分については、中学の部分では若干触れているところもありますけれども、一つの柱だとして、そこをまとめるについては、諮問の部分の対比させた中では、ちょっと今からでは難しいかなと思います。

細野委員　人的マネジメントというのは、一つの独立したものではなくて、一番大事な適正配置と適正規模のところには当然これはかかわってくることなんです。一番最初の、教育効果をいかに上げるかというのがビジョンなわけじゃないですか。そこから考えたときに、具体的な手段はというと、今、僕が言ったじゃない。そのことを当然入るべきじゃないんですか。いろいろシミュレーションしてほしいんです。あと半年あるんですよ。

小田原委員長　これは1年間の審議会期間だから、3月には答申をいただくという段取りでしょう。

平塚学事課主査　そうです。

石垣学校教育部長　細野委員の御質問に答えられるかどうかわからないんですけども、9ページが一番下のところをごらんいただきたいと思うんです。1学級何人がいいかという部分の

議論については、今、平塚のほうから話させていただきましたけれども、ここについては議論にしなかった。それは、ここにも書いてありますけれども、その学校の児童・生徒数が1学年で何人いるかということで決まるわけで、我々のほうで30人がいいのか、20人がいいのか、ここは選択することはできない。入ってくる児童数によって学級数あるいは1クラスの人数が決まるわけですから、どれだけの人数が一番適正な人数なのかという議論をしますと、それは40人学級がいいのか、30人学級がいいのかという議論のところ、その是非のほうにいけますから、これは適正規模、適正配置の部分での議論にはなり得ないだろう。そういうことが一つ根底としてありましたので、クラスは何人のところがいいという議論につきましては、私のほうは踏み込まなかったという部分でございます。

ここでは、ちなみに1学年120人の児童が入ってきたとすれば、今は40学級ということをやっていますから、3クラスになるということだけで、1学年が40人と規定される。例えばそれが1人増えて121人になったとすると、それは逆に30人の学級数が3つ、それから31人の学級が1つということで、4クラスで編制されるということで、そのクラスの人数というのは、入ってくる児童・生徒の数によってだけ今のところは規定されますので、1クラスの人数が何人のところが一番効果が上がるかということについては、議論できない。それはまた違った場面での議論になるだろうと思っておりますので、今回の適正配置審議会の中では、その部分は議論に含めなかったということでございます。

小田原委員長　　ということは、細野委員が言っても、それはできませんという話ですね。

石垣学校教育部長　　そうですね。そこを議論すると、また違った部分での議論になりますね。

細野委員　　それでは、最後、もうやめるけれども、一つは、学力というものと、例えば1学年平均、1人の先生がどれくらい持っているのかというものと、ちゃんとそれが相関しているかどうかということも当然考えなければならない。40人をラインに、1人、2人、3人の増減予測なんてだれもできませんよ。マンションができると思ったら、この前みたいにできなかったということだってあるでしょう。予測できないんです。そうすると、いつも言っているけど、幅で考えなきゃだめなんでよ。そうすると、20～30人、30～40人、あるいはもっと小さくていいですよ。10～20人でもいいと。そういう幅の中で、どれくらいの規模だと学習効果が上がるのか、そういうことで考えてほしい。1人、2人で、さあこれで1学級減らそうか、増やそうかと、こういう限界的な話をしているわけにはいかないんです。だから、そのところを踏まえて書いてほしいというわけ。これだと何のために審議会をつくったかわからないですからね。

もう一つ、さっき言ったけれども、規模というのと配置というのは違うんだと。それぞれの地域によって、配置を変えたほうがいいのか、規模を変えただけでいいのか、いろいろなパターンが考えられますから。

石垣学校教育部長　　そうですね。地域によって違いますからね。

細野委員　　そのところも最終的に当然議論してほしいわけです。以上です。

小田原委員長　　ほかにどうですか。

水崎委員 平成12年のときに答申が出ていると思うんですね。それで、統廃合があったと思うんです。14年第2期の審議会もあって、その答申では学校選択制が審議されたと思うんですね。今回、第3期ということで今行われていると思うんですけども、学校規模とか、ここにも書いてあるんですけど、大きな変化はないという結論に至ったということで、12学級から18学級が望ましいと。ここらへんも12年度の答申と内容的にはあまり変わっていないのかなと。小規模校、大規模校のメリット、デメリットもまとめただけで、内容的には変わっていないと思うんですね。かなり年数がたっているんですけども、12年度の答申と今回の審議している内容と、違いが出てきているところというのは、どういうところがありますか。

平塚学事課主査 12ページをお開きください。(3)学校規模の定義というのがございます。今回、真ん中の望ましい規模いうものにつきましては、大きな変化がないという考え方をもとに「12～18」という定義をしましたが、今回は新たにこの前後で望ましい規模に準じる規模ということで、このへんについては、例えば学年経営面とかそういったほかの要素、いろんな視点を踏まえて、少しここについては幅を持たせた考え方という部分については、前回と異なる点でございます。

水崎委員 あとは特にないですか。

平塚学事課主査 規模に関しては、簡単に言うとその点です。規模に関しては、今回、あと、過少規模と過大規模というものについては、教育環境として極めて課題があるということで、前回ではそこまで言及していなかった問題であります。

水崎委員 学校選択制との絡みのことでの深い議論というのはなかったんですか。

平塚学事課主査 学校選択制については、大きく規模に関する部分と、実際の子もたちが、今までの通学区域と違うところから通ってくる実情ということで、学校と地域の関係と学校規模、その2点で学校選択制の関係については論議をしてきました。規模については、学校選択制によって、例えば小規模の学校がさらに規模が小さくなる。要は、選択によって転出するという傾向がある。そういうような現状をここで確認しております。また、地域との関係については、学校と地域の関係について、いい面と悪い面、両面に関して影響が出てきている。この部分については、今後、まだ学校選択制4年目という部分もありますので、検証が必要だよということをここでは提言しております。

小田原委員長 前回と違ったのは、「望ましい規模に準ずる規模」というのが、小学校は後ろのほうに、中学校は前のほうについたというところが変わっているんですね。

平塚学事課主査 はい。

石垣学校教育部長 委員長、よろしいですか。今、平塚のほうから、冒頭のところで申し上げたと思いますが、学校が全部一律同じ規模ではないということですね。ですから、そこらへんのところを認識しないと、単に何クラスから何クラスがオーケーだという話にはならないと思います。例えば、増築すればいいじゃないかという話になりますけれども、校庭等が狭いところで増築してクラス数を増やす、児童・生徒数を増やすということは、今度は校庭を使用した活動の教育効果が低下するということも考えられますから、増築をして対応できる学校

もあるでしょうし、対応できない学校もあるということになると、その部分については、そういう一定の条件の中で操作されてくるべき、どこに当てはまるのかということが考えられるのかなと思って、そういう形で今回この表をつくっていたという経過がございます。

細野委員　もう一つだけ言わせてくださいね。確かに公教育だから、ある程度の平等性というか、均一性のサービスというのは大事かもしれないけれども、少なくとも学校選択制をとったというのは、ある程度公教育の中に多様性を持たせてもいいんじゃないか、こういう話なわけですね。だから、体育館が大きくてスポーツにとても力を入れている学校、体育館はそんなに大きくないんだけど、学力のほうでもものすごく力を入れている学校、いろいろあってもいいんだと思うんです。保護者と児童・生徒が相談して、じゃあ、私はこの学校に行こうかと、そういうある程度の多様性を、選択の幅を広げてあげるとというのが、むしろ望ましいのかもしれない。そうすると、学校の「適正規模と適正配置」という言い方をしているけれども、その組み合わせはものすごく多くなると思うのね。そのところをどうやって工夫できるか。ただし、ミニマムとしては、なるべく教員1人当たりの児童・生徒数の最適値みたいなもの、どういうものか知らないけれども、僕だったら、まず学力のことを考えるけれども、そんな方向にもっていけるような工夫ができないかなということなんです。多様性と学力のパフォーマンスが一番よくなるような規模はどうしたらいいんだろう。そこを明確にしてほしいと私は思うんですね。

小田原委員長　僕もそう思うな。部長は、増築したらグラウンドが狭くなって体育の効果が出ないという話があったけど、それを承知で行くわけだから、それはそういう違いがあったって一向に構わない。全部同じグラウンドの面積を持っていきやいけないという話じゃないと思うわけね。それは、だって、都心の学校にわざわざ通う。グラウンドがコンクリートで狭いところだって、そういう学校に行きたいという子どもたちがいるということは、それを望めば一向に構わない話であって、そこに集中したのなら集中して構わないだろうと思うんです。そういうような話がこういうところに出てくるかといったら、ここではそこまでは言えない話だから、適正規模ということを行っているわけだから、適正規模とは、何なのかという話は、やっぱり具体的に踏み込むべきだろうなと私は思うんです。

それから、耐震補強をする必要があって、それを改築しなければならないという学校があったときにどうするかというのも、もっと踏み込んで、そういう学校は、この規模であるならば改築はすべきではないとかいう意見が、具体的な内容として審議会の答申の中身になるべきだろうと思うんだね。今のは、一例ですけれども、その他いろいろな部分でもうちょっと踏み込んだお答えをいただければ、それに基づいて私たちは考えるというふうになるんじゃないかと思うんです。

それが、これ以上のことをやろうとする場合、たぶん1カ月のパブリックコメントの後、2月、3月でまとめられるかといったら、私は非常に難しいと思いますよ。だから、3月までにどれだけ踏み込めるかやっていたいただいたもので、私たちはそれに応ずることしかないのかなと思っています。

平塚学事課主査 今後、統廃合、適正配置・適正規模を進めていくに当たって、基本的にはどのような教育環境をよくするかというのがベースになっていますので、例えば統廃合をきっかけにどういう新しい学校をつくっていくか、これが一つの大きな大事な考え方だと思っています。この部分については、30ページで、「新しい学校づくりという視点」というところで触れております。ただ、ここの部分に関しては、施設面、ハード面、ソフト面、両面をさらっと入れているんですが、議論がまだ不十分だなというようなことは、審議会の中でも認識しておりますので、今後、最終答申に向かってこの部分を充実していくという部分については、審議会のところでちょっと認識があります。

もう一点、23ページになりますが、これは「施設マネジメント」のところで触れてございますが、今後大規模な改修や改築、そういった部分についての適正配置との関係については、23ページ中段のところですが、これは市の『施設白書』や『新たな施設展開』の考え方も引用しながら、施設の存廃、施設の転用などの検討も不可欠と考えることから、中・長期的な展望により、改築時には学校の統合などの適正配置の検討も行いながら計画を作成していく必要がある」ということで、先ほど委員長がおっしゃった点には触れているところでございます。

小田原委員長 これを数字的にもっと示してほしいということなんですよ。

海野学校教育部長 資料のほうの数字ということでしょうか。58、59、60ページあたりに、建設年度など載せてございますけれども。

小田原委員長 そうじゃないんですよ。そうじゃなくて、言えば、この学校が該当するということがわかってしまうかもしれないけれども、それは言わなくていいんだけど、耐用年数がきている学校がありますよね。そうすると、建て替えが必要だと、それともう一つは、防災上の観点から、建て替えが必要だというような学校がある場合に、何学級何人以下のような学校は建て替える必要はないですよというようなことまで踏み込めるかどうか。そうすると、具体的にどこの学校とわかってしまうかもしれないけれども、それはもうそういうふうにして考えていくしかないんじゃないかということは、審議会として言えないかな。どうでしょう。

石垣学校教育部長 例えば隣接する学校なんかがありますね。そうすると、建て替えないで、統合してとか。

小田原委員長 例えば、そういうふうなことをすべきだとかいう意見ですね。

石垣学校教育部長 そういうところまで踏み込んだほうがいいのかというお話ですね。

小田原委員長 そうです。

石垣学校教育部長 そういう議論もあるんですけども、ここには今回は書いてないんです。

小田原委員長 例えば、審議会としての意見ではないけれども、こんな意見があったということで、小学校と中学校の場合、児童・生徒に体格差があるのに同じような規模でいいのかという意見ですけども、そんなのはいいですよ。階段とか天井の高さが少し違うとか、そういうことなんだけれども、そういう細かさよりは、答申としては、今、私が言ったような話のほうを具体化して示すべきではないかと思うんですよ。

石垣学校教育部長 例えば改築時のことを考えて、そういうことまで盛り込んでいけると、そう

いうお話ですね。

小田原委員長　　そうです。そういう方向性を出さなかったら、私たちとしては、いただいても、あまり有効な答申ではないということになるんじゃないか。だけど、審議会がそこまで言えないといったら、それはしょうがないですよ。私たちが5項目を諮問するときに、私はそういう答えを期待していたから。

石垣学校教育部長　　今、お話があったことは、先ほど特色ある学校づくりのお話を細野委員さんからいただきましたけれども、そんなところも、この教育委員会の中で意見がでたということは、審議会へかけさせていただきます。

小田原委員長　　いろいろ出ましたけれども、いかがですか。

水崎委員　　あと一つだけ。審議会で作る内容ではないと思うんですけども、小規模学校の解消のために統廃合というのも一つだろうと思うんですね。でも、小・中一貫というところで子どもたちの人数を増やすという一つの方法もあるんじゃないかなと思いますので、そこらへんも頭に入れながら小規模学校の対応策とか適正の規模の問題とか、そういうこともやっていただければ、ありがたいなと思うんですけど。よろしくお願いします。

小田原委員長　　考え方としてはどうなのでしょう。小規模の解消、小規模学校を廃校にしないために小・中一貫校をつくるというのは筋違いだと思いますよ。そういうふうな観点ではなくて、本質で考えていかなければいけないんじゃないですか。

水崎委員　　ただ、そこが魅力のない小学校であった場合は。

小田原委員長　　だから、魅力のある学校をつくるというのだったら、魅力のある学校で小・中一貫というのは考えるべきであって、この小学校は小規模だから、つぶさないために、小・中一貫にして一つの学校を維持しようという考え方は、本筋から外れていると思うんです。教育の筋ではない、それは政策的な部分だろうと思います。

石垣学校教育部長　　今のお話、該当校がどこかというのはあるかもしれませんが、今の小・中一貫という方法も、いい教育環境をつくる、それと委員長からお話のあった特色のある学校をつくっていくんだという一つの思想を持ったならば、場合によっては、統廃合するという手段も、私は可能だと思うし、そういうことも考えながら、どういう学校づくりをしていくのか、適正配置をしていくのかということは、当然、よくないことということで決めつけられる話ではないと思うんですね。学校教育からすれば、いいほうにいくわけの部分はあるわけですから、それはそれで一つの方法としては考えてもいいのだろうと思います。単純にそれは否定される話ではないと思います。それは、趣旨からいけばおかしな話ですから、それはどういう学校づくりをするのかという前提がないと、おかしな話になると思います。

小田原委員長　　当然まちづくりとかも含めていろいろ考えていくことだろうと思うし、その結果、通学が遠くなるからといったって、遠くなったら一向に構わないという考え方を持たないといけませんね。バスを使えばいいわけだから。それは諮問の5番目「安心・安全な通学環境について」の話になってくるとだろうと思います。だから、いろいろな視点を考えて、具体的にこうだと。答申だから、いろんな意見があって難しいという話、それはよくわかるわけ

だから、そこを踏み込んでこういうふうなことを考えていくべきだ。それが答申だろうと思います。

細野委員 審議会の御意見の方向性について我々がとやかく言うことではないんだけど、我々の諮問で5つの細項目を挙げたという中で答申のイメージというやつを、やっぱり我々はある程度想定しているんだけど、先ほど部長が言ったように、こんな方向性についてはどうなんだろうといった意見が教育委員会の場でありましたよということを少しお伝えいたしたいんですよ。審議会は審議会のほうで御議論いただいていいですよ。ただ、我々がこういう情報とか、こういう議論をしてほしいんだということをお伝えしていただいて、それで適切な御意見というか、答申をいたしたいなということです。だから、一つのパブリックコメントだと思ってください。

石垣学校教育部長 承知しました。

川上委員 意見の一つというふうに細野委員がおっしゃいましたけれども、1月1日から1カ月間、市民に意見を求めて、その後またそれを議論するんですか。それと、この1カ月、1月1日まで数日しかありませんけれども、周知が難しいと先ほどおっしゃいましたけども、どのような方法で市民に周知をして、これからどういう方法をおとりになるのか、ちょっと伺わせていただいてよろしいですか。

海野学校教育部主幹 基本的には、1月1日の広報とホームページで、各事務所、図書館にこの中間報告を置きます、閲覧ではなくて配布するという形をとるということで周知をいたします。それから、マスコミのほうに投げ込みもいたしますので、知らせるという意味では、基本的に広く、できるだけ周知しようと考えています。

小田原委員長 あまり期待できないというふうなお話でしたが。

川上委員 先ほど部長がおっしゃいましたよね、大体20件くらいだと。

海野学校教育部主幹 それと、関係団体のほうはやっていきたいと思っています。少なくとも小・中学校のPTA、それから町会は地域ということを考えたら必要になりますから、町会の連合会のほうにお話をすることにはしていきたいなと考えております。

小田原委員長 僕は、そういう聞き方ではなくてですね、子どものいるPTAなり保護者なりは当然関心が高いわけですよ。そうじゃなくて、経済界だとか、あるいは子どものいない納税者とかいう人たちというのは、遠慮している部分があると思うんですよ。むしろそういうところの声を聞くべきなんですよ。いろいろ意見を寄せてくるというのは、それなりの関心のある人たちは寄せてくるわけだから。

細野委員 マスコミにも投げかけると言ったでしょう。だから、これはもう、例えばまちづくりとか、八王子は教育都市としてやっていこうとしているんですよとして、広くいろんな人から聞く。納税者はもちものこと、経済界もそうかもしれない。場合によったら、八王子だけでなくでもいいと思うんです。都内の人だっていいんです。

小田原委員長 例えば他市の市民にこれを投げたら、他市の市民は何ていうかといったら、「何だ、こんなことしか考えてないのか」と言うかもしれないしね。私たちが検討する必要があると

ということで諮問している部分について、検討・協議して審議会としての御意見を伺いたいと言っているわけだから、具体的に意見としてこうだというのが欲しい、そういうことです。

では、よろしいですか。学事課からの報告は以上ということで、そのほかの報告はいかがですか。

石垣学校教育部長 指導室のほうから報告事項が一つあります。

由井学校教育部参事 昨日、御連絡差し上げましたが、12月14日に横山中学校前副校長山本静昭に関する失職のお知らせがありましたので御報告申し上げます。理由は、準強制わいせつの有罪判決が12月14日で確定したため、地方公務員法第28条第4項の規定に基づく失職でございます。以上、御報告でございます。

小田原委員長 何か御質問、御意見ございますか。そういうことが公にされて子どもたちはどうだとか、学校としてはどうなのかとか、そういう心配はありませんか。

由井学校教育部参事 そういう心配はございません。学校のほうでも、きちっと地域の方と連携しながら対応していますし、私どもも必要な支援をしております。

水崎委員 今朝の新聞にこの件は載っていると思うんですね。その中学校の保護者や子どもたちが新聞を見ると思うんです。そこらへんの動揺が今後どう起きるかなど。冬休みに入りましたね。だから、そこらへん、学校のほうと連絡を取り合って、スムーズに乗り切れるようお願いしたいと思います。

由井学校教育部参事 現段階で学校から、保護者なり子どもからの何か心配ですとか悩みとかそういうのがあるということは、直接は聞いておりません。

水崎委員 今朝の新聞ですからね。

小田原委員長 姿勢がだめですよ。水崎委員が言っているのは、今朝のことだからそんなに外へ出ていないだろう。だけれども、そういう部分は今後あり得ると関知しているわけですよ。だけど、それを待っているんじゃなくて、自分たちが出かけて行ったり、学校の様子を見たり、あるいは近辺の学校運営協議会とかいうのがあつたわけだから、そういうところの動きからは問題ないですとかいう話だったらわかるわけ。待っていて、ありませんという話の報告は、今は答えにならないと思います。

由井学校教育部参事 現段階という話をしたので、これから先、今のお話のように、学校と連携協力しながら対応していきたいと考えております。

水崎委員 よろしくお願ひします。

石垣学校教育部長 もう一点、教育総務課のほうからございますので、よろしくお願ひします。

天野教育総務課長 先ほど決定いただきました70号議案の中の文言を修正させていただきたいと思ひます。最後の附則のところですけども、本日、12月26日の施行になります。同日施行の場合は、附則のところ、公布日から施行という形が通例でございます。こういう形で修正させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

小田原委員長 公布の日から施行ということですね。

天野教育総務課長 そうです。本日は。

小田原委員長 公布を1月1日とすれば、それはそれでいいんじゃないんですか。

天野教育総務課長 ただ、同日施行ですから、零時からの施行となってしまいますので、ここは同日施行ということで、本日からということにさせていただきます。

小田原委員長 ということで訂正ということでございます。

ほかに報告することはよろしいですか。

石垣学校教育部長 以上でございます。

小田原委員長 委員の皆さんで何か報告あるいは審議してほしいことはありますか。特にありませんか。

水崎委員 前回の議案で先送りになった中学校給食の件なんですけれども、今、事務局のほうでいろいろやられていると思うんですけれども、市民のほうから意見だとか、市長へのメールだとか、PTAの動きだとか、そういうことが恐らくあるのではないかと思います。そこらへんも加味しながら今後検討のほうをしていただきたいと思うんですけれども、そこらへんは大丈夫でしょうか。

石垣学校教育部長 そういう方向で進めさせていただいております。

小田原委員長 「そういう方向で」というのはどういうことなんですか。

石垣学校教育部長 教育委員会としての決定をしていくという方向で今、進めさせていただいているところです。

水崎委員 今後また定例会での議案に入ってきて審議ということですね。

石垣学校教育部長 そうです。

水崎委員 はい、承知しました。

小田原委員長 そのほか、いかがですか。よろしいですか。

特にないようでございますので、これで定例会の審議は終わります。

これをもちまして本定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。

【午後3時24分閉会】